

# 関政幸 第16号

2016年  
2月発行



即行動！身近で分かり易い県政、よりよい千葉県を目指して

## 救命

### 心肺蘇生法・AEDの普及促進に向けて ～PT副座長の視点で経過報告～

第15号で心肺蘇生法及びAEDの普及促進のための条例制定プロジェクトチーム(本紙面で「PT」とします。)の活動をご紹介しましたが、本号では、立法事実\*に関する調査経過を踏まえつつ、PT内の検討事項などを私なりにまとめてみました。

\*立法事実・・・法を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実をいい、社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実をいいます。

突然、目の前で人が倒れて心停止・・・。

その時、救急隊が到着するまでの間に、そばにいる人(以下「バイスタンダー」といいます。)が、いかに迅速に、心肺蘇生法の実施及びAEDの使用(以下「心肺蘇生法等の実施」といいます。)ができるか。これが命を救い、後遺症の軽減につながることにあります。

検討中の条例の目的は、命を救うために「**バイスタンダーがためらうことなく心肺蘇生法等の実施ができるようにすること**」となります。

### ●県内統計でみると・・・立法事実

#### ☆一日3人

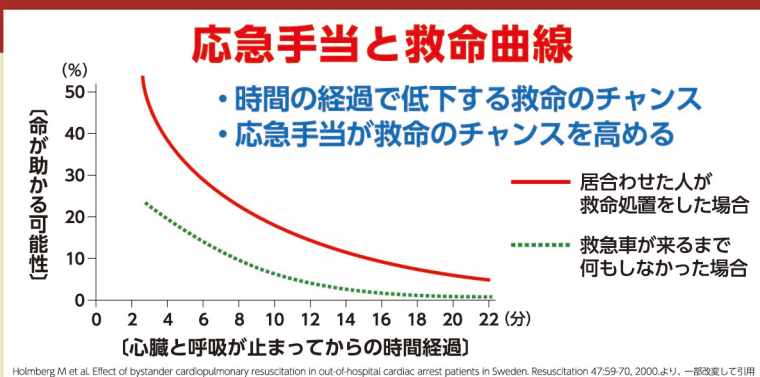
本県における一般の方により心原性心肺機能停止の時点で目撃された傷病者数です(年間では平成25年:1063人、平成24年:1069人)。

#### ☆年間944人が亡くなっています

上記の目撃数で亡くなった方の数です(平成25年の1か月後生存者数から算出)。本県の年間の交通事故死者数180人(平成27年)を大きく上回っています。

#### ☆助かる可能性・・・ ※生存率:1か月後生存率。平成25年の1063人で算出。

- ・生存率7.5%(救急隊到着まで心肺蘇生法なしの場合)  
546人のうち生存者数は41人
  - ・生存率15.1%(心肺蘇生法が実施された場合)  
517人のうち生存者数は78人
  - ・生存率44.8%(心肺蘇生法+AED使用の場合)  
517人のうち49人がAEDも使用され、生存者数は22人
- **心肺蘇生法とAEDの使用で生存率は飛躍的に高まります。しかも、実施が迅速にされれば、更に生存率は高まります。**



#### ☆AED使用の割合はわずか4.6%・・・

心肺蘇生法の実施の割合は48.6%、さらにAEDも使用されている割合はわずか4.6%(1063人のうち49人)\*にとどまります。  
\*全国でのAED使用の割合は3.6%と本県とほぼ同じです。また、一般市民によるAED使用が許容された平成17年以降の全国統計や県内統計において、ここ数年の心肺蘇生法の実施割合、AEDの使用割合及び生存率は、ほぼ横ばいの同数値と評価できます。

### ●手順は簡単だけど・・・どうしたら心肺蘇生法の実施及びAED使用の割合が高まる？

民間調査や学識経験者によれば、心停止の人を目撃した場合に一般人が心肺蘇生法等の実施をためらう理由には、①心肺蘇生法やAEDの使用方法を知らない／自身がない／不安である、②何らかの責任が発生するのが怖い／面倒なことに巻き込まれたくない・・・といったことが挙げられるとのこと。皆さんはどうですか？この点は、本県でも独自に調査を行って整理・確認していく必要があると考えますが(立法事実の調査)、同様の理由が挙げられることは想像できると思います。

#### ☆心肺蘇生法やAEDの使用方法を知らない／自身がない／不安である・・・に対しては？

- 手順は簡単。何よりも**訓練の機会を通じて慣れる**ことに尽きます。
  - ・本県では市町村消防や赤十字社などで一般向けの講習が行われています。(平成25年の状況:消防救命講習会回数2947回・受講者数49009人、赤十字社千葉支部講習回数836回・受講者数32664人)
  - ・また、県や市町村では職員向けの講習も行っています。
  - ・さらに、子どもの頃から慣れておくことが大切です。学習指導要領により、学校では応急手当を学びますが、座学だけでなく、訓練キットを用いた実習が重要と考えます。この点の取り組みは、各市町村立や私立で取組に温度差があります。
- 県立高校での実習訓練の強化など、学校での取り組みを促進すべき。 **条例で後押し!?**

#### ☆何らかの責任が発生するのが怖い／面倒なことに巻き込まれたくない・・・に対しては？

- **命を救うための善意の行為は、刑事・民事いずれも責任を問われません。過去の例でも責任を負った事案は見当たりません。**つまり、法的に何ら責任を負うことはなく、負ったケースもない、という知識と理解の普及が大事です。 **条例で後押し!?**
  - ・刑事上の責任・・・うっかり要救助者が怪我を負ってしまった場合や衣類等の所有物が壊れた場合には、過失傷害罪や器物損壊罪などの構成要件に該当しますが、緊急行為として違法性が阻却されるため、善意で行った行為に犯罪は成立しません。
  - ・民事上の責任・・・要救助者に怪我などの損害が発生したとしても、行為が緊急事務管理(民法第698条)に該当し、悪意・重過失でない限り責任を負うことはありません。
- とはいえ心理的な不安は残ります。何かあったら訴えられるような時代と認識されている方も多いでしょう。この点、アメリカやカナダなどでは法で免責が明記されています(良きサマリア人法と言われています)、前記のように日本では各法での適用解釈が問題となります。
  - 例えば、勤務時間外の医師など、事案によっては医師法の応召義務との関係で緊急事務管理の適用がない解釈の見解もあります(この場合は過失で責任を負います)。職業的に救命技術を持つ人が一般市民の立場でも躊躇せずに実施できるようにするなど、何らかの支援策の検討はできないでしょうか？ **条例で後押し!?**

●AEDの使用割合を高めるには・・・量だけではなく、質と計画性も？

☆設置や配置の促進

県内におけるAEDの設置台数は年々増加傾向にあります。市町村の取り組みも様々であり、24時間営業のコンビニエンスストアなどと提携して設置を進めたり、イベントの貸出用を配置している自治体もあります。広域行政としては、設置密度の高い都市部とそうでない地域の違いなどを踏まえつつ、効果的効率的な設置・配置を計画的に促進していく必要があると考えます。 **条例で後押し！**

<県内AEDの設置台数の状況>

※県把握分、年度

<PTで横浜市消防局を視察>

	平成20	平成23	平成24	平成25	平成26
県全体	2514	4404	4749	6237	6746
県有施設	182	464	473	605	608
市町村立施設	1733	2700	2696	3124	3302
民間施設	599	1240	1580	2508	2836

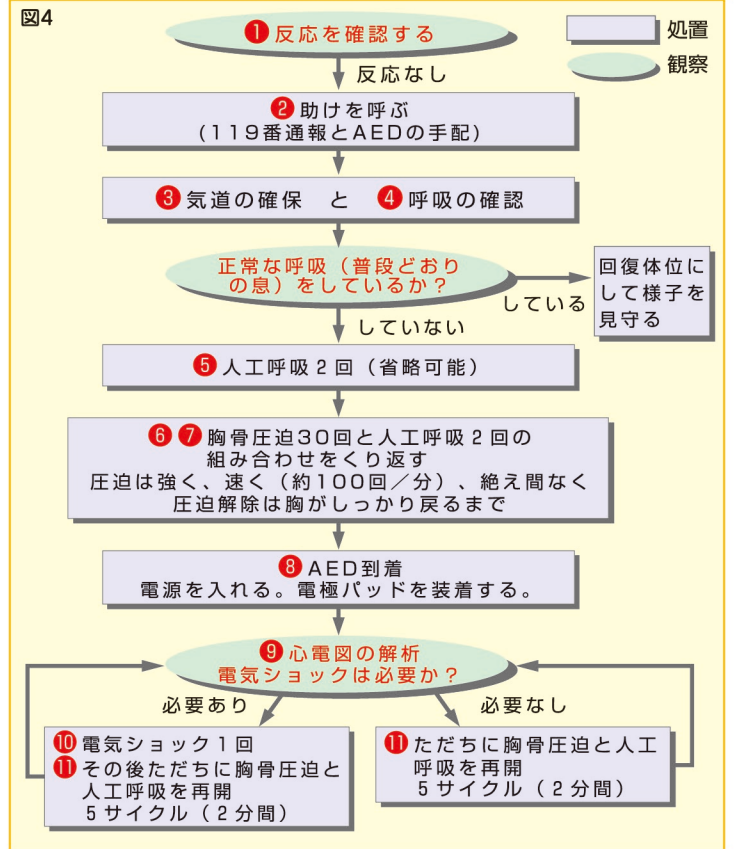


救急条例第6条で一定規模施設にAED設置を義務付けし、市内の無人駅を除く全駅(149か所)にAED設置。



※AED・・・自動体外式除細動器。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器をいいます。

I 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）



私も講習を受講しました。手順は簡単で、要は慣れと実感しました。出典：応急手当の基礎実技(消防庁HP)

☆適切な維持管理

公共施設に設置されているAEDにおいても、保守点検や日常点検の実施の有無や頻度にはバラつきがあり、中には未実施のものもあります(購入品に多いようです)。いざという時、電池切れで使用できない、環境対応していない等の事態に陥らないように、適切な基準に従った維持管理を徹底していくべきです。 **条例で後押し！**

☆AED情報の把握と提供

いざという時、AEDは何処にある・・・？  
すぐ分かるように施設内で適切な表示を行うとともに、当該施設における利用可能時間や一般利用の可否(特に民間設置のもの)といったAED情報をあらかじめ整理・集約して、広く発信していくべきと考えます。本県ではインターネットの「街の情報館」のサイトで地図上からAED情報が分かれますが、情報の内容や設置者からの情報提供には改善が必要です。  
また、公共施設に設置されたAEDは広く一般使用が可能であると考えますが、民間設置のものは必ずしもそうではないと思われます。AEDの選別と協力に対する支援やインセンティブといったことも検討が必要ではないでしょうか。 **条例で後押し！**

●関の考え

今回検討中の条例は、分野的に法律による直接の規律がありません。そのため、理論上は関係法令の範囲内であれば、県の役割や施策の展開を整理の上で積極的に後押しする試みが可能といえるため、これまでの議員発議条例以上に立法事実の調査や検討を丁寧に行うことが重要であると考えます。

最終的にどのような条例になるか分かりませんが、いかに、バイスタンダーがためらうことなく心肺蘇生法等の実施ができる環境を作れるか、このテーマを徹底的に突き詰めて、引き続き準備検討を進めてまいります。

子ども 児童虐待防止対策の推進を求める決議 ～チーム副座長の視点で～

12月定例県議会では、「児童虐待の根絶を目指し、県民の先頭に立って、子供を虐待から守るための適切な対応策の構築、すなわち、一時保護所を初めとした施設の充実、整備、適正かつ十分な職員配置や相談支援体制の確立等に向け、積極的に取り組むことをここに宣言するとともに、子供たちにかかわる全ての人々に対し、児童虐待の早期発見と子供の命を守るための取り組みを推進するよう要請する。」との決議がされました。

県内の平成26年度の虐待相談対応件数は全国ワースト位の5959件(千葉市を含む)となっており、ここ5年で2倍に増えています。党内の対策プロジェクトチーム(本紙面で「チーム」といいます)での県内の関係施設の視察等では、施設老朽化の問題を実感しましたが、私がそれ以上に深刻に感じたのは児童相談所の職員等の人的拡充の問題でした(職員配置数を1.5倍にとの声も・・・)。最悪のケースを防ぐためにも、増加している虐待相談にきめ細やかに対応できるよう対策を講じていかなければなりません。



千葉県乳児院を視察。写真は雨漏りが発生した天井部分。

※ネット検索

関まさゆき 千葉でヒット。



発行所：関 政幸 政務活動事務所  
住所：千葉市緑区あすみが丘3-51-10  
tel.043-295-1011 fax.043-291-5526

ホームページ：  
<http://www.seki-masayuki.com>

千葉県議会議員 関 政幸 プロフィール

●1979年生まれ ●土気南中学校卒 ●千葉東高校卒 ●早稲田大学商学部卒 ●弁護士 ●自民党会派所属 ●自民党会派所属 ●環境生活警察常任委員会副委員長

★★ 県政や地方議員の役割に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい！！★★